

指定居宅介護支援事業者

重要事項説明書

居宅介護支援事業所
あすなろぷらっと

当事業所は、ご利用者様（ご契約者様）に対し、居宅介護支援サービスをご提供致します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明致します。

1 事業者経営

法人格：NPO法人	法人名：特定非営利活動法人さつき
代表者：理事長 宗接 秀明	所在地：兵庫県宍粟市山崎町高下 304-5
法人が行っている他の業務：通所介護・訪問介護	電話/FAX：0790-65-9020

2 利用事業所

事業所名：居宅介護支援事業所あすなろぷらっと	事業者番号：2873801118
所在地：〒671-2565 兵庫県宍粟市山崎町高下 304-5 番地	
電話/fax：0790-62-1015	開設年月日：平成31年3月1日

3 事業所の職員体制

事業所の管理者	主任介護支援専門員 古川正美
---------	----------------

職 種	勤務形態	人 数
介護支援専門員	常勤兼務※	1名
	非常勤専従	2名

※ 管理者と介護支援専門員とを兼務する。

4 居宅介護支援の内容

①居宅サービス計画の作成 ②居宅サービス事業者との連絡調整 ③サービス実施状況把握、評価 ④利用者状況の把握 ⑤給付管理 ⑥要介護認定申請に対する協力、援助 ⑦相談業務

5 事業実施地域 宍粟市

6 事業の目的及び運営方針

居宅介護支援事業者は、ご利用者が要支援・要介護状態となった場合においても、ご利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じ、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な保健医療サービスや福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮いたします。

事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村その他保健医療・福祉サービス事業者との密接な連帯に努めます。

7 営業日・休業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日 9：00～17：00

休業日 土・日曜、祝日、盆（8/13～16）、年末年始（12/30～1/3）

8 居宅介護支援の実施概要

事項	備考
課題分析およびモニタリングの実施方法	厚生労働省が定める課題分析標準項目に準じて課題分析を行います。その後、月1回はご利用者の居宅を訪問し、ご利用者と面談の上サービスの利用状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化などを確認させていただき記録します。
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する際は対応可能です。

9. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した、ご利用者の身体的または精神的な通常と異なる状態についてサービス事業者から連絡があった場合は、下記のとおり対応を致します。

① 事故発生の報告

事故によりご利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

② 処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を明確にし、ご利用者および市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

10. 緊急時の対応方法

サービス事業者からご利用者の身体状況の急変等、緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い適切に対応します。

11. 主治の医師及び医療機関等との連絡

ご利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで、ご利用者の疾患を踏まえた支援を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために以下の対応をお願いします。

- ① ご利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業所が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、ご利用者またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

12. 秘密の保持

- ① 介護支援専門員及び事業者に所属する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。
- ② 利用者及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者及びご家族の個人情報を用いませぬ。

13. ご利用者自身によるサービスの選択と同意

- ① ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を、下記の通り適正にご利用者またはご家族に対して提供するものとします。
 - ・ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事ができること、ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求めることができることを説明します。
 - ・ 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・ 当事業所がケアプランに位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は「別表2」の通りです。
 - ・ 居宅サービス計画等の原案計画位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議を開催、またはやむをえない事由で開催ができない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、ご利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ② 主治の医師等が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施いたします。具体的には、ご利用者またはそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。その際にご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス提供の調整等を行います。

14. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

17. サービス内容における相談・苦情について

- ① 当事業所における相談・苦情の受付

〔電話〕 0790-62-1015 〔時間〕 9:00~17:00 〔担当〕 古川正美

- ② 行政機関その他相談・苦情受付窓口

◎ 兵庫県国民健康保険団体連合会 業務管理部介護サービス苦情相談窓口

〔所在地〕 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号

〔電話〕 078-332-5617 〔FAX〕 078-332-5650

◎ 宍粟市健康福祉部介護福祉課介護保険係

〔所在地〕 宍粟市山崎町中広瀬133-6 〔電話〕 0790-63-3160

18. その他重要事項

- ① 損害賠償

当事業所は以下の内容で介護保険・社会福祉事業者総合保険に加入しています。当事業所がご利用者様に対して賠償すべきことが起こった場合は、下記の補償内容以内で、誠実に対応いたします。契約書本文第11条に基づき、当事業所は金銭等により賠償をいたします。

加入保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
補償内容	対物賠償 1事故3億円まで
	対人賠償 1人3億円まで、1事故3億円まで
〔担当者〕	古川正美 〔電話〕 0790-62-1050

- ③ 公平性を保つための情報公開

厚生労働省の定める方針に基づき、サービス種別及び事業所別プラン割合を公表します。（別表2）

居宅介護支援事業所 あすなろぷらっと 利用料金

①利用料（居宅介護支援費Ⅱ）

介 護 度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利 用 料	10,860 円	10,860 円	14,110 円	14,110 円	14,110 円

但し、厚生労働省が定める介護報酬については原則としてご利用者負担はありません。

②初回加算 3,000 円/月

新規に居宅介護支援を提供した場合およびご利用者様の要介護状態区分の 2 段階以上の変更認定を受けられた場合に加算いたします。ただし、暦月で過去 2 ヶ月間、当事業所の居宅介護支援の提供を受けていない場合で、その後再び当事業所の居宅介護支援の提供を受けられた場合も加算の対象となります。

③入院時情報連携加算 (Ⅰ) 2,500 円/月 (Ⅱ) 2,000 円/月

(Ⅰ) ケアマネジャーが、病院または診療所の職員に対して、入院後 3 日以内に必要な情報提供を行った場合に加算いたします。(Ⅱ) ケアマネジャーが、病院または診療所の職員に対して、入院後 7 日以内に必要な情報提供を行った場合に加算いたします

④退院・退所加算

利用者様が医療機関や介護保険施設等を退院・退所され、居宅サービス等を利用される場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者様に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に加算いたします。ただし、「連携 3 回」を算定できるのは、そのうち 1 回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限りです。また、上記加算は、初回加算との同時算定はできません。

	連携 1 回	連携 2 回	連携 3 回
カンファレンス参加 無	4,500 円	6,000 円	
カンファレンス参加 有	6,000 円	7,500 円	9,000 円

⑤通院時情報連携加算 500 円/月

利用者様が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者様の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合に 1 カ月に 1 回を限度として加算いたします。

⑥緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000 円/回

ケアマネジャーが病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の医師または看護師等と共にご利用者様の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じてご利用者様に必要な居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、1 か月に 2 回を限度として加算いたします。

⑦ターミナルケアマネジメント加算 4,000 円/月

末期の悪性腫瘍であって在宅でお亡くなりになった場合（在宅訪問後 24 時間以内に在宅以外でお亡くなりになった場合も含みます）一定の要件を満たした場合に加算いたします。

⑧交通費

前記のサービス実施地域内にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、相談のうえ決定させていただきます。

⑨その他

法改正等により、介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用料金を変更いたします。要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、上記①～⑨の利用料の自己負担はありません。保険料の滞納等によりサービスを利用できないことにより、償還払いとなる場合は、一度利用料を全額自己負担して頂きます。